

聖籠町告示第 27 号

聖籠町介護施設サービス利用料助成事業実施要綱を次のように定める。

平成 27 年 3 月 31 日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町介護施設サービス利用料助成事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、高齢者向け介護施設の利用に伴う費用の一部を町が助成し、入所者の経済的負担を軽減する聖籠町介護施設サービス利用料助成事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第 2 条 この事業による助成の対象者は、介護保険法（平成 19 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項の規定による要介護認定を受け、次条に定める施設に入所している者であって、かつ、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 町が行う介護保険の被保険者である者

(2) 市町村民税非課税世帯に属する者

(対象施設)

第 3 条 この事業は、次の各号に掲げる施設（以下「対象施設」という。）のサービス利用料について助成するものとする。

(1) 介護老人保健施設（法第 8 条第 25 項に規定するものをいう。）

(2) 介護療養型医療施設（法第 8 条第 26 項に規定するものをいう。）

(3) 認知症高齢者グループホーム（法第 8 条第 18 項に規定する「認知症対応型共同生活介護」を提供する事業所をいう。）

(4) 特定施設（法第 8 条第 11 項に規定するものをいう。）

(助成金の額)

第 4 条 助成金の額は、対象施設への入所に伴い入所者が負担する費

用の合計が月額10万円を超えた場合におけるその超えた分の金額とし、月額3万円を限度として助成する。ただし、法第51条に規定する高額介護サービス費の支給があったときは、入所者が負担する費用の合計額からその金額を除くものとする。

(助成金の申請)

第5条 助成金の支給を受けようとする者は、聖籠町介護施設サービス利用料助成申請書(別記様式第1号)に介護保険自己負担上限額認定証及び対象施設が発行した領収書を添えて町長に提出するものとする。ただし、助成の対象となる費用の領収書は、領収日の属する月の末日から起算して6月以内のものに限る。

(助成金の決定等)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、申請内容を審査し、助成することが適当と認めるときは、申請があった月の翌月末に申請者の指定する口座に助成額を振り込むものとする。

(助成金の返還)

第7条 町長は、虚偽その他不正の手段により助成金を受給したときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。